

『H28年度税制改正大綱（4）空き家や子育て支援対策を創設』

今度の改正において、個人所得課税については2つの特例の創設が注目される。

【空き家に係る譲渡所得の特別控除】 空き家の売買を促すため、相続の直前まで居住の用に供されていた家屋及び土地等を相続した個人が、相続の開始以後3年を経過する日の属する年の12月までの間にそれらを譲渡した場合に、その譲渡所得について3,000万円の特別控除が適用されることとなった。昭和56年5月以前に建築された家屋が対象で、譲渡までの間に使用していないことが条件。区分所有建築物は除かれ、譲渡額は1億円を限度とする。本年4月から、平成31年12月までの売却について適用される。【住宅の三世同居改修工事等に係る特例】 子育て支援策の一環として、三世同居改修工事に係る工事費用(上限



250万円)に相当する住宅借入金の年末残高の2%を所得税額から控除することとなった。台所、浴室、便所、玄関のいずれかの増設(改修後に2つ以上が複数となる)を行い、費用が50万円を超える工事が対象で、工事後、本年4月から31年6月までの間に居住の用に供することが条件。償還期間5年以上の住宅借入金に適用され、控除期間は5年とされた。現金で支払う場合は、改修内容に応じた標準的な工事費用相当額の10%の控除となる。

『社会保険未加入企業は2017年度末までに全調査へ』

社会保険未加入企業をめぐっては、新聞報道などでも予想を遥かに上回る規模で放置されていたことが伝えられている。企業の競争力という意味でも、法定福利費として本来負担すべき社会保険料を免れている企業の方が収益力が高い。その結果、価格競争力があるというのは不公平極まりない上、従業員の社会保障の観点からも容易に看過できない大問題だ。

この問題の解決のために、**首相から厚生労働大臣に実態調査の強化が指示され、同省では2017年度末までに未加入の疑いのある全事業所の調査を行う方針だ。**

すでに法人の登記情報等と社会保険の適用事業所データの突合が行われ、未加入企業の洗出しが進んでいる。未加入が疑われる企業には強制適用・強制徴収をちらつかせた文書を送付するなど、年金事務所も本腰を入れた活動を行っているのは周知の通りだ。国土交通省も建設業関係企業に対する社会保険適用を積極的にすすめており、建設業許可申請や更新の際に指導を行うなど、むしろ所管官庁である厚生労働省よりも積極的であるという評判さえある。



日本年金機構の不手際や怠慢により社会保険の未加入を既得権のように感じている企業も少なくない。当然に法定義務であることを再認識したい。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます